

24循環第1352号
平成25年3月28日

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会会長 様

愛知県環境部長
(公印省略)

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行について (通知)

このことについて、平成25年3月8日付け環廃企発第1303083号で環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長から別添のとおり通知がありました。

このことに伴い、廃棄物処理法についても法改正がなされております (別添環境省通知の下記5 (3) 参照) ので、貴団体会員に対する周知をお願いします。

なお、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行規則等は以下のホームページにて御覧いただけます。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16411>

担当 資源循環推進課

一般廃棄物グループ (国立)

産業廃棄物グループ (小酒井)

電話 052-954-6234 (ダイヤルイン)

052-954-6235 (ダイヤルイン)

FAX 052-953-7776